

1-1. 清潔ケア

以下に示すのは利用者と家族に対する自分自身の日頃の看護活動を振り返るチェックリストです。各項目について普段行っている看護活動内容に照らし合わせて次の4つのうち1つを選んで回答してください。

必ずできている 4	おおむねできている 3	あまりできていない 2	全くできていない 1
-----------	-------------	-------------	------------

チェックリスト		記入日		
		/	/	/
アセスメント				
1	利用者や家族の「こんなふうに生きたい」という意向を在宅療養の基本とし、看護職はその意向に沿い在宅療養のパートナーとしてケアを提供している。 ① 利用者の身体的な清潔の状態について (入浴や清拭の頻度、爪の状態、頭皮の汚れ、耳垢や眼脂の有無等) ② 利用者の清潔ケアの能力について ③ 利用者の清潔習慣について(入浴や歯磨きの頻度、方法、きれい好きか等) ④ 介護者の介護力について(入浴介助や清拭などを安全に行えるか、入浴介助や清拭が負担になっていないか、経済的に他の介護サービスが利用可能か等) ⑤ 浴室や洗面所などの住環境について ⑥ 他の清潔ケアに関係する介護サービスの利用状況について			
ケア				
2	ケアの実施に際しては利用者の基礎疾患、病状、それまでの生活習慣、利用者および家族の希望、介護者の介護力などに応じてその時点で最善と思われる方法と頻度を決定をする。			
3	訪問看護師が入浴・シャワー浴、清拭を行う際には、主治医の指示内容、禁忌事項、利用者の状態、バイタルサインを確認して、実施の可否、方法を決定し、必要な場合は、実施中や実施後にもバイタルサインを測定する。			
4	入浴・シャワー浴、清拭などの実施中は、快を高める工夫(マッサージやことばがけ、利用者の好みを聞き、それに応じるなど)を行う。			
5	入浴・シャワー浴を行えない場合は、1日1回以上陰部の清潔ケア(陰部洗浄や陰部清拭)を行う、あるいは家族や介護職が実施できるようにたらきかける。			
6	入浴・シャワー浴を行えない場合は、利用者の状況に応じて部分浴(足浴、手浴など)の可否を判断し、積極的に部分浴を行う、あるいは行うよう勧める。			
7	ターミナル期を含む全ての利用者に対して本人の希望や状態に応じて積極的に入浴の可否を判断し、実施する。			
8	入浴やシャワー浴の後は水分を補給する、あるいは摂取するよう勧める。			
9	皮膚の保湿の必要性があると判断した場合は、クリームや塗布などの保湿を行う、あるいは行うよう勧める。			
10	洗髪ができない利用者に対しては、ドライシャンプーや頭皮清拭などの代替法を行う、あるいは行うよう勧める。			
11	利用者の状況、好みを考慮して、定期的に爪切りを行う、あるいは行うよう勧める。			
12	利用者の状況、今までの習慣を考慮して、定期的に耳垢を清掃する、あるいは清掃するよう勧める。			
13	利用者の状況、今までの習慣を考慮して結髪、髭剃りを行う、あるいは行うよう勧める。			
14	入浴・シャワー浴、清拭、爪切りなどを実施中に皮膚の異常を発見した場合は、専門医の受診の必要性を判断し、必要ならば受診につなげる。			
フォローアップ				
15	訪問ごとに清潔の状態、清潔ケアの能力、清潔ケアの方法・頻度の適否についてアセスメントを行う。			
16	行った清潔ケアについて以下の点について期限を決めて評価する。 ① 身体的な清潔の状態(項目1①参照)が改善されたか ② 清潔な状態が維持されているか ③ 利用者が快適な状態にあるか ④ 清潔ケアの実施により利用者に良い変化があったか (よく眠れる、積極的に人と会うようになった、痛みが緩和された等)			